

社会資本整備審議会建築分科会 第29回建築環境部会

令和7年12月12日

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会を開会させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます、国土交通省住宅局建築企画担当参事官の〇〇です。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきありがとうございます。本日の審議会は、対面とオンラインのハイブリッドでの開催とさせていただいております。議事は、議事録作成時の参考とするため、録画させていただきます。御了承をお願いいたします。

円滑な会議運営を行うにあたりまして、皆様にもいくつかお願いがございます。

1点目、御発言をされる際には、御発言前にお名前と御所属をおっしゃってください。本検討会の内容は議事録に収めさせていただきます。発言者と発言内容で誤りが生じないようするために御協力をいただけますと幸いでございます。

2点目、オンラインで御参加の委員におかれましては、回線負荷を軽減するため、御発言をされる場合を除きましてビデオはオフにしていただくとともに、御発言をされる方以外はマイクをミュートにしていただきますようよろしくお願ひいたします。

3点目、本日の議事録は、後日委員に御確認いただいた後、委員の氏名を伏せた形で配布資料とともに国土交通省のホームページにて公開をさせていただきます。あらかじめ御了承いただければと思います。

次に、本日の出席について御報告をさせていただきます。臨時委員の〇〇委員、専門委員の〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との御連絡をいただいてございます。〇〇委員におかれましては11時45分頃に御退出される御予定と伺ってございます。

また、今回は、部会長の御了承の下、委員以外の方として、日本建築家協会関東甲信越支部環境委員会委員の〇〇様に御出席をいただいております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、定足数の確認でございます。本日は、部会に所属する委員及び臨時委員10名のうち9名、総数3分の1以上の御出席をいただいてございます。社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入りますので、カメラ撮りについてはここまでとさせていただきます。
ここからの進行は〇〇部会長にお願いしたいと思います。〇〇部会長、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 それでは、皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。本日の議事につきましては、お配りの議事次第のとおり予定してございます。今日は、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第四次報告案）についてというテーマで御議論いただきたいと思います。

まずは、資料の1、前回までの委員からの御意見概要、それから、資料の2-1から2-3、脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネルギー性能の一層の向上について（仮称）というものにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 国交省住宅局の〇〇でございます。前回に引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうから資料1から順番に御説明いたします。資料が大変たくさんあって恐縮ですけれども、順番にいきたいと思っています。

まず、資料1の3ページ目ですけれども、赤字にしているところが前回11月のこの部会において御意見いただいたところでございまして、全体的に前回の議論をさらっていきたいと思っています。

3ページ目の赤字部分ですが、どのような制度根拠があるのかといったことは、政府計画に基づいた中長期的な視点で語っていただくことが重要といった御指摘がありましたので、ちょっと資料が飛んで恐縮ですが、資料2-3で、今回、参考資料集ということでパワーポイント形式で様々な情報をまとめておりますけれども、資料2-3の8ページ、9ページのところに政府計画との関係ということでまとめさせていただいているので、御覧いただければと思います。

それから、資料1に戻りまして、4ページ目でございますが、計画段階から建築設計の行動の変容を迫るという視点がこれまでなかった点であるといった御指摘がございましたので、こちら、この後御説明します資料2、報告書案の本体でその点を記載したところです。

それから、資料1の5ページ目ですけれども、空調冷媒、フロンの話がございましたので、こちらについても報告書案の中で「地球温暖化係数の低い冷媒」といった記載を追加しております。

それから、資料1の6ページ目ですけれども、既存ストックについて分かりやすくまとめが必要があるといった御指摘がございました。こちら資料2-3ですが、45ページです。ストック型社会への対応ということで、今回のライフサイクルカーボンの評価制度とストック型社会への対応というのがどういう関係になっていくかといったことをまとめたものでございます。45ページのスライドのとおり、制度の目的と波及効果といったことをまとめた上で、今回、説明制度、届出制度、第三者認証・表示制度、それから支援措置といった柱がございますので、おののの取組によってストック型社会に移行するということを説明しております。

それから、また資料1に戻って恐縮ですけれども、資料1の7ページ目でございます。将来的には届出対象を広げるかもしれないけれども、そのためのデータ整備等を行いつつ機運の醸成を図っていくといったことが重要との御指摘がございました。

それから、8ページ目についても、役割をおのののステークホルダーごとに明確化することが必要といった御指摘がございました。8ページ目の下のほうの赤字の部分ですけれども、今回、住宅は規制措置の対象外ですが、第三者認証・表示制度の中では対象になりますし、環境省のほうで補助事業を行っていくということでしたので、御指摘のとおり事業者に対する説明が必要といったことで、関係省庁とも連携して取り組んでまいりたいと思っております。

9ページ目ですけれども、2つ赤字箇所があります。

1つ目が、複合建築物のときに、ライフサイクルカーボン評価結果の届出について、基礎部分の割り振りをどうするかといったところの御指摘がございました。御指摘の点、今後柔軟に対応できるように検討してまいりたいと思っております。

9ページ目の下のほうの赤字ですけれども、見積書ベースでのライフサイクルカーボン算定には一定の時間を要するので、着工後も許容するべきじゃないかといった御指摘がございました。こちらは前回も発言しましたけれども、今回、設計段階においてライフサイクルカーボン思考で設計をしていくといったプロセスがございますので、そういう設計の変革を通じて自主的な削減を促していくということで、着工前に国に届け出でていただくことをベースとして、その上で結果が悪いときには国による勧告措置ができるといったことを報告書の中でも明記しました。

それから、資料1の10ページ目ですけれども、真ん中の辺り、2つ赤字箇所がありまして、戸建住宅のライフサイクルカーボン算定についても優良な取組を紹介するとか、あ

るいは、先行的な事例というのを共有してほしいといったことですので、右側のほうに書いていますが、もともと優良事業者を登録・公表する制度といったことを考えておりましたが、その中でしっかりと検討してまいりたいと思っています。10ページ目の下の赤字の部分ですけれども、第三者評価制度の提出書類がどんなものになるかといった御指摘がございました。この評価制度以外の、届出あるいは説明制度もそうですが、そういう書類の詳細については、今後、制度のあり方を御審議いただいた次のプロセスとして考えてまいりたいというふうに思っています。

11ページですけれども、幾つか赤字箇所がございます。真ん中の辺りの企業のサステナ情報開示の観点では、最初は難しくても第三者検証の仕組みづくりが必要といった御意見がございました。あとは、その下のところですけれども、鉄と木材なんかがそうですが、様々な建材とか素材のカテゴリーを超えてデータを整備していくとなったときに、方法ですかルールの調整が必要ではないかといった御指摘がございました。今回、日本における統一的な算定ルールというのを作っていくので、その中で公正に各建材が評価されるという形になるように検討を進めてまいりたいと思っています。一番下ですけれども、住宅に使われるような建材・設備についての原単位の整備も重要だと思っていますので、頑張ってまいりたいと思っています。

資料1の12ページですけれども、人材育成の観点でデジタル技術やAIも活用した検討をすべきといったことでございました。今、様々なサポートツールというのが出てきていますけれども、そういった最新の技術というのを活用した省人化・省力化というのが図られるように検討を進めてまいりたいと書いてございます。12ページの真ん中ですが、住宅については、既にCASEなんかがございますけれども、そういった簡易な算定方法を認めるなど負荷を考えていただきたいといった御指摘がございました。おっしゃるとおり、脱炭素化の努力が評価されつつも、負担軽減のための簡易な算定について検討を進めてまいりたいと思ってございます。12ページの下のほうですけれども、住宅についてはオーナーの直接的なメリットにつながりにくいということで、広報の仕方ですとか、あるいは一般の方にどう広めていくかといったことが課題だといった御指摘がございましたので、普及啓発においてはそういった点に注意してまいりたいと思っています。

13ページ以降が省エネのパートでございます。14ページの下のほうに赤字でございますけれども、審査側の業務負荷というのも重要ではないかといったことで、2030年引上げに向けて審査側でどういったことができるのか、AI活用なども考えて期待をしたい

といった御指摘がございました。ちょうど先月、A I を活用して建築確認申請図書の作成を支援するといったサービスの提供を国交省からもプレスリリースしていますけれども、引き続き、そういういろいろなところが連携できるように検討を進めてまいりたいと思っています。

15ページですけれども、3点赤字にしております。高い省エネ性能を求めていく一方で、利便性ですとか快適性のような選択肢を狭めないようにすべきといった御指摘ですとか、今年度補助を執行しています子育てグリーン住宅支援事業といったものがありますけれども、そういう実績から実態をしっかり分析すべきといった御指摘がございました。おっしゃるとおり、省エネ以外の性能も大事だと思っていますので、バランスを考慮しながら検討してまいりたいといったことですか、あるいは、補助の実績について、地域性や建物種別ごとの課題把握を行って、今後の施策に活かしていきたいということを記載しております。

それから、一番下の部分ですが、WEBプロについての御指摘がございました。技術ですかあるいは住宅の特性というのも変わってきていますので、これから主流な技術の最適な評価に向けて再構築を行ってはどうかといった御指摘がございました。WEBプロ自身はもちろん様々対応していくということは重要ですけれども、今回、未評価な技術について検討を進めてまいりたいというふうに思ってございます。

16ページですけれども、3点赤字にしております。ZEBの話でございますけれども、用途によってはZEB水準達成が難しいということで、特に中規模非住宅を扱う設計事務所についての体制整備が必要といった御指摘ですとか、あと、給湯の評価方法の精緻化といった御指摘がございました。それから、標準入力法についてももう少し広まっていくと変わっていくのではないかといった御指摘がございました。

中規模非住宅については、おっしゃるとおりかと思いますので、設計側への体制整備に取り組んでまいりたいと書いております。それから、配管保温の見直しを含む給湯の評価方法の精緻化についても検討を進めているといったところでございます。それから、標準入力法が2030年に向けて活用されるように、環境を整えていくことも行ってまいりたいと書いております。

17ページは住宅の話でございまして、住宅トップランナー制度の拡充のところでございます。1つ目ですが、拡充住宅トップランナー制度について、国による公表ということはないということですが、応援だとかチェックの仕組みも考えるべきといった御指摘ですか、あるいは、公表ということは知見を他者に向けて還元するといったそういう責任という

側面もあるので、促すべきじゃないかといった御指摘がございました。右側のほうに書いていますが、計画の達成状況についてしっかり国で確認する方向で検討しつつ、自主的な公表について、機運の醸成を含めて促進に努めてまいりたいと思っています。加えて、補助を受けた場合に、要件として事業者による公表を求めるといったことについては検討してまいりたいと思っている次第でございます。

それから、3つ目の赤いポツですけれども、前回の御指摘で、大手の事業者が市場を牽引していくということが重要なだけれども、地域によって基準値も違いますので、どういった分布なのかといったところをしっかり分析すべきじゃないかといった御指摘がございました。

これを踏まえまして、資料2-3の92ページに分析したものを作成してあります。少し簡単に御説明をいたしますと、右側は建築物省エネ法の地域区分である8つの地域を示しておりますが、左側に、オレンジの列がトップランナー事業者の建売戸建、注文戸建、賃貸アパート、分譲マンションということで、住宅の種別ごとに2023年度実績で見たときにトップランナー事業者の供給の戸数がどのように分布しているかといったことを表したものでございまして、一方、この青い列が、トップランナー事業者以外の工務店の方々が供給した住宅の割合、分布ですとか、それから、300平米以上については切り分けられていないですけれども、全体的な傾向というのを並べて比較しております。

特に建売戸建ですか分譲マンションについては、6地域に通常のものよりも特に集中しているといった実態があるということが分かるかと思いますので、2030年までのZEH水準引上げに向けては、都市部以外、6地域以外の地方におけるボトムアップも促進していくことが重要ではないかといったことをまとめております。

また資料1に戻って恐縮ですけれども、17ページ目の4つ目のポツです。トップランナー事業者の役割として、住まい手の要望に応えていくといったことも重要ではないかといった御指摘がございました。

それから、その下ですが、事業者にとってのメリットや負担ですとか、それから、トップランナー制度の対象外の事業者へのボトムアップということもしっかり考えていくべきといった御指摘がございましたので、しっかりと事業者と対話をしながら進めていきたいというふうに思っています。

18ページ目ですが、こちらは新技術に対する対応ということでございまして、18ページの1つ目の赤字部分ですが、住宅でのパッシブ設計についても評価できるよう対応して

いくべきといった御指摘がございました。現状、WE Bプロの中で、自然通風ですか蓄熱ですか地盤熱利用については一定の評価が可能な形になっていますけれども、そこで対応できていない技術についても引き続き検討を進めてまいりたいと書いてございます。

上から2つ目のポツですけれども、新大臣認定あるいは大臣認定についての御指摘がございました。今、E20という建築基準整備促進事業という中で検討していますので、そこで対応していきたいというふうに思っています。あと、WEBプロのスケジュール感については、一応、現行、WEBプロのバージョン改定の2、3か月前にその内容とともに公表しているというスケジュール感ですので、引き続き、そういった予見性のあるスケジュールというものは維持していきたいというふうに思っています。

自然換気システムについての御指摘がございました。今回の未評価技術への対応の中で進めたいというふうに思っています。

あと、気候風土についても、引き続き、自治体の支援と活動状況の公表が必要といった御指摘がございました。引き続き、そういった独自基準の策定を支援しつつ、現在、国交省ホームページに行政庁による独自基準策定状況というのをまとめて公表していますので、そういうところで活用いただければというふうに思っています。

19ページですけれども、普及啓発・支援といったところで2点書いております。住民に早い段階で知ってもらうための周知・広報が必要といったことですとか、あとは、GX志向型住宅のレベルになると、なかなかランニングでカバーできるという範囲を超えてくるので、もう少し住まい手にとってのメリットというのをPRすべきじゃないか、はつきりさせるべきじゃないかといった御指摘でございました。現状の子育てグリーン住宅支援事業による実績も踏まえて検討していきたいというふうに思っています。

20ページですけれども、こちらもGX志向型住宅の補助についての御意見ということで、分譲マンションについても活用できるような、予見性のある補助制度をしてほしいといったことでした。20ページの右側に、事業者の方にとって使いやすいような制度になるよう検討してまいりたいというふうに書いております。

それから、21ページですけれども、運用に伴う省エネ効果も大きいと考えられますので、実績値評価あるいは表示の活性化といったことも考えてほしいといった御指摘がございました。

それから、22ページ目ですけれども、赤字にしていますが、前回、現状の建材トップランナーリストは2030年ZEH水準目標をベースとして、そこからバックキャスティング

で考えられているという状況ですので、より高い性能を持つ機器・建材に対する措置も行うべきではないかといった御指摘がございました。右側に書いていますが、まさに経済産業省においてやっている建材トッププランナー制度、あるいは、高効率な機器の促進策というのがありますので、そういったところと十分に連携していきたいというふうに国土交通省としても思ってございます。

23ページ目ですが、既存ストックの話でございます。改修の市場動向もしっかり注視する必要があるといった御指摘がございました。

24ページ目ですけれども、赤字の部分です。まず、最初の赤字の部分ですが、オフサイト再エネの活用といったところでございます。オフサイトであっても再エネの取組が進むことでZEB等の目標達成に貢献できるため、慎重に検討をお願いしたいといった御指摘がございました。

こちら報告書の中にも今回盛り込んでいますけれども、省エネは引き続き重要である。というのも、エネルギー資源の大半を海外からの輸入に頼っているという我が国の状況を考えると、もちろん再エネでプラスマイナスゼロにするということも重要なことですけれども、省エネというのは一定必要じゃないかといったことを書いております。

24ページの下のほうですけれども、外皮とか設備機器の性能がある程度向上すると需要サイドの適正化・最適化に踏み込むことになる。そういった適正化・最適化を踏まえて両輪で取り組むことが大事といった御指摘、それから、DR対応の話などがございました。こちらは、報告書案の中で、DR普及ですかそういった点について記載をしているという状況でございます。

内容が関連しますので、続きまして、資料2です。資料2-1で報告書案というのをつけてございますので、順番に御説明してまいりたいと思っています。

資料2-1の報告書案、この部会の報告書案ですけれども、IからVまで5つの章で構成しております、その後、審議経過ですとかその他名簿をつけているという構成になってございます。

IとIIについては、2ページ以降を開いていただくと、黄色になっている部分が幾つか出てくると思いますが、これは10月上旬に公表しておりますLCA制度検討会の中間とりまとめ案、前回あ前々回のこの部会でも参考資料としてお配りしていますが、その文章から変更したところについて黄色で塗っているものでございます。

III以降の章は、今回新たにこの部会の報告書案ということで書き下しているものでござ

います。

2ページ以降、黄色の部分について、全体的にさらっていきたいというふうに思っています。2ページの黄色の部分は、今年の2月に様々閣議決定されている文書の中での位置づけというのを改めて紹介しているといったところでございます。

3ページ目の脚注の7です。今回追加していますが、先ほどの資料1の最後の部分でも触れましたが、エネルギー資源のほとんど、多くを海外から輸入しているといった状況を考えると、省エネ対策の徹底というようなことも基本であると私どもは考えておりますので、それを明示しているところでございます。現状の内閣においても、引き続き省エネ対策は重要というスタンスは変わりませんので、頑張ってまいりたいというふうに思っています。その上で、オンラインですとか再エネの導入、脱炭素化に取り組むといったことが重要だと考えてございます。

それから、似たような論点ですけれども、5ページのところです。5ページの8行目から12行目、黄色で塗ってございますが、エネルギーに加えて資源についても海外輸入に大きく依存しているという状況にございますので、今回の建築物のライフサイクルでの省エネ・省資源・脱炭素を評価していくということは、エネルギー安全保障に貢献するといったことが期待されるということを明記しております。

それから、5ページ目の17行目から19行目ですけれども、こちら前回の議論の中で御指摘がございました点を踏まえて、従来着目してこなかった部分について明記をしたところでございます。

6ページでございますが、「責務・役割」といった形で文言修正をしております。

それから、30行目のところですけれども、前回それから前々回も御指摘がございましたフロンの話、冷媒の話がありましたので、この中にしっかりと書き込んだところでございます。

それから、7ページの脚注15ですけれども、「第三者評価・表示制度」というふうに表現をしてきたところですが、自己評価としての評価と区別をしたいと考えておりますので、この後、自己評価のほうも文言が出てくるんですが、「第三者評価・表示制度」については「第三者認証・表示制度」といった形で文言を変えさせていただいております。9ページの2行目についても、同様に「認証」にしているというところでございます。

9ページ目の16行目から17行目についても、少し文言を追加しているところでございます。算定ツールに加えて設計支援ツールについても促進することが重要と追加してい

る趣旨でございます。

それから、11ページ目でございますが、まずは、11ページ目の14行目から25行目にかけて、説明制度についていくつか文言を変えているところでございます。算定について、自ら、まさにライフサイクルアセスメントということで評価をする、自己評価をするといった側面がございますので、「(自己評価)」というふうに書いております。その上で、削減が必要な場合にあっては、削減措置について建築士から建築主に説明をするといったことを書いております。

特にどういうことが考えられるかということで、設計の初期段階における構造種別の検討ですとか、既存の基礎ですとか杭の活用、あるいは低炭素製品・GX製品の活用の検討に当たって、評価結果を用いて考えていくといったことを書いております。

11ページ目の28行目以下、届出制度のほうでも同様に「自己評価」といった文言を追加しております。

それから、35行目に、「着工前段階」ともともと書いてあったところですけれども、例えば着工の14日前といったことを書いております。

それから、37行目も、評価結果について著しく不十分なものとならないような検討を促す仕組みといったことで、具体的には、そういった場合に国からアドバイスをするといったことが考えられるんじゃないかということを書いております。

12ページ目ですけれども、1行目から4行目のところで一文追加をしております。これはこの部会の中でも少し議論がありましたけれども、あくまで今回の目的が設計段階でのライフサイクル思考での検討・設計の促進であると考えておりますので、算定をどんどん精緻にしていく、あるいは竣工時の精緻な算定を求めるといったことではないと思っていまして、着工後の資材数量変更などについては再度の算定を求めないといったことのように、建築主の負担軽減に配慮する必要があるということを明記しております。

それから、12行目の脚注21を今回追加しております。「事務所」と単に言っていますけれども、何を指しているのかといったことを明確化するために、現在、「事務所等」という用途が建築物省エネ法にありますので、建築物省エネ法における「事務所等」を指すということを追記しております。

それから、12ページの③のパートが国の庁舎等における先行実施というところですが、15行目から17行目にかけて、届出の対象について5,000平米以上の事務所と書いていましたが、例えば、国が建設する庁舎等については2,000平米以上を対象としてはど

うかということを考えて記載しております。

それから、29行目から32行目も今回新しく追加をしていまして、前回の資料の中でUR都市機構さんの取組事例というのを紹介いたしましたが、その取組を踏まえて、先行的に試行実施するといったことに加えて、一定の規模以上のUR賃貸住宅の建て替え事業において、ライフサイクルカーボン評価の実施を標準とするための具体策の検討を行うべきであるといったことを追加しております。

13ページですけれども、第三者認証・表示制度のパートでございます。こちらは「認証」といった文言に変えているという修正でございます。

それから、16ページ目ですけれども、17行目、22行目、31行目を黄色で塗っていますが、これはもともと中間とりまとめ案のときに書いていたところから分類名の名称をつけたといったことで黄色に塗っています。

17ページの7ポツのところですけれども、17ページ、27行目から28行目、それから35行目から36行目を黄色で塗っております。こちらは既存についてしっかりと算定の実績を蓄積していくべきじゃないかといったことで、既存についても、建て替えと改修を比較するとか、改修前後の比較をするといったことを含めて、実施促進を図るために、優良事業者の選定公表制度でしっかりと活用していくといったことですか、支援措置を検討すべきという文言を入れております。

同じ観点から、18ページ目の12行目から22行目も全般的に黄色で塗っていますけれども、そういう削減プロジェクトへの支援ですか、あるいは、優良事業者への補助の中の要件ということも書いておりまして、実際の実事例とかデータの蓄積を図っていくべきということを書いております。

それから、18ページから19ページにかけて黄色に塗っている部分がございますが、体制の整備あるいは人材の育成の重要性というのは、この部会の中で議論がありましたので、それを踏まえて追加したということでございます。

20ページ以降、IIIですけれども、省エネのパートになってございます。20ページの(1)の現状と課題ですけれども、まず、このページは新築における省エネ基準適合の確保というテーマでございまして、これまで基準適合義務化に向けてやってきたことを書いているということでございます。

様々な周知・普及の取組、講習会の実施ですか、あるいは補助・税制・融資の中での省エネ基準適合の先行要件化など、様々取り組んだ上で、今年の4月から、最後、基準の義務

化といったことをやってきたと書いております。

今後、それを早くも5年以内には引き上げなければいけないという状況ですけれども、

(2)の講すべき施策の方向性ということで、設計・施工者などの申請側、それから審査側における体制整備への支援を継続すべきといったことを書いております。

それから、この部会での議論もありましたけれども、風や日照の制限などパッシブ技術の活用や、その地域に合わせた工夫により優れた環境を確保する気候風土適応住宅の行政庁の基準策定の支援を継続すべきということも明記をしております。

それから、21ページ、2.については、2030年までの引上げに向けた省エネ性能の確保ということでございます。今回、この2.の中で、新たな仕組みの創設を2つ提案するという形になっていますので、少しこの2.はボリュームが大きくなっています。

21ページの6行目の辺りに書いていますが、現状、ZEH水準が46%で、ZEB水準37%ということで、なかなか半分にも届かないという状況になっていまして、これを引き上げることが必要という状況です。

10ページ以降の段落で書いていますが、低炭素認定基準の引上げもやっていますし、昨年4月には、まず大規模から中間レベルに基準を引き上げたところでございまして、来年の4月には、中規模非住宅について省エネ基準とZEB水準の中間に該当するところへの引上げを予定している状況でございます。それから、性能表示の中でも、まさに今月1日に、一次エネ等級の7・8というのが施行をしている状況でございます。今年の2月の住宅トップランナー基準の引上げというのもありますので、こういった様々な引上げに向けた誘導的な施策というのを打ってきている状況でございます。

それから、官庁施設についても、2年後、令和9年の3月には、原則ZEBReady相當になるように環境保全性基準を改定するということが予定されております。

それから、予算の関係ですけれども、3省連携ということで、より高い省エネ性能の建築物についての支援というのを行ってきたところでございますし、特に住宅については、GX志向型住宅を含めて、昨年度の補正予算から支援をしているという状況でございますので、それを紹介しているところでございます。

22ページですけれども、他方、新大臣認定の話がありましたが、現行の大臣認定制度につきましては、4行目、5行目の辺りですが、ガイドラインはあるのですが、大臣認定の実績がないという状況だということを書いております。

22ページ目の(2)のところでございますが、今後の施策の方向性ということでござい

ます。13行目以降ですけれども、高度な省エネ技術の普及ですとか、技術の普及だけではなくて建材・設備のコストの縮減ということが必要だというふうに考えておりますので、15行目のところですが、住宅トップランナー制度の対象となる事業者のうち特に多くの住宅を供給する事業者について、実績を踏まえて、より高い省エネ性能を確保することを求める仕組みを導入すべきということを書いております。

それから、17行目の後ろのほうからは新たな大臣認定の話ですけれども、現在評価されていないような技術、その他新技術というのを導入促進することです。ZEB・ZEH水準の省エネ性能を有する建築物の計画を認定する性能向上計画認定制度がありますけれども、これが特殊な構造・設備を用いる場合に、別途、建築物の省エネ性能を評価して大臣が認定するという仕組みを導入すべきといったことを書いてございます。

それから、並行して、23行目から25行目ですけれども、現状、用途別で、非住宅についてどのような課題があるかということの分析を行いつつ、技術的検証に基づいて運用の合理化なども継続すべきであるということを書いております。

それから、30行目から32行目のあたりですけれども、これは前回も御指摘がございましたが、建材トップランナー制度を通じた高性能な機器・建材の普及とコスト低減といった取組などを、関係省庁との施策との連携を強化すべきであるといったことも明記してございます。その他様々な支援措置などについてもしっかりと行って、引上げに向けた環境整備に努めるべきというふうに書いてございます。

23ページ目の3.が既存ストックについてのパートでございます。23ページ目の(1)、現状と課題というところですが、様々な既存についての施策というのを打ってきているところではございまして、昨年の6月に、パンフレットですけれども、「部分断熱改修のすすめ」というのを公表していますし、それに加えて、事業者向けの事例集というのも出しています。

それから、11行目のところですが、省エネリフォーム融資制度ですとか、その下の行ですが、窓とか高効率給湯器の導入、そういったところへの支援、省エネ改修の支援というのを3省連携で行っているところでございます。

それから、14行目から15行目ですが、国と地方公共団体による協調補助というのも行ってきているという状況です。容積・建蔽についての個別の許可制度というのも導入されきてている状況でございます。

あとは、昨年11月から、既存住宅についての省エネ部位ラベルというのも設定している

状況でございますし、現在、実績値に基づく省エネ性能の表示についての検討というのを行っていますので、19行目から21行目のあたりに記載をしているところでございます。

今後の方向性のところですけれども、26行目から27行目ですが、既存については様々な課題がございますので、一旦、規制的な措置ではなくて、引き続き、誘導的な措置の充実・強化に努めるべきであると書いてございます。

並行して、29行目以降ですけれども、融資制度の活用促進ですとか、省エネ改修への支援の充実、それから部位ラベルの普及促進といったことも重要ではないかと書いています。実績値に基づく省エネ性能表示についても検討も進めていくべきと書いてございます。

24ページ目の4.については、再エネのパートでございます。(1)現状と課題の9行目、10行目のところですが、再エネ促進区域制度というのが昨年4月から施行しておりまして、現状、自治体において取組が進められているという状況でございます。

それから、ZEB・ZEHを含めて再エネが設置された建築物についての支援も行っているところでございますし、今年の2月には、住宅トップランナー制度の中で戸建住宅における太陽光発電設備の設置率の目標というのも設定をしたといった取組を行ってございます。

それから、18行目から24行目に記載をしておりますけれども、特に太陽光発電設備については、ペロブスカイト太陽電池、総理も所信表明演説の中で触れておりましたが、こういったペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装に向けた取組が、今、早急に進められているという状況でございまして、一部の企業では2030年までの早いタイミングで製造も拡大していくといった状況になっていますので、それを導入することに向けての環境整備というのは必要ではないかということを特出しして書いているところでございます。

それから、25行目から28行目のあたりですが、これは御指摘いただいたおりましたDR対応の話を追加しています。今年の2月の第7次エネ基の中で、25行目から27行目の「」の部分に書いているような記載がございますので、需要側である建築分野においてもこういった製品の動向について注視する必要があるということを記載しております。

それから、30行目以降、講すべき施策の方向性ということで書いております。25ページの3行目のあたりですけれども、再エネ促進区域の活用ということ、丁寧に地域の意向を踏まえて進めていくということが重要ではないかと書いております。

それから、支援措置ですか住宅トップランナー制度の運用というのもしっかりとやつていくべきではないかといった記載ですとか、先ほどのペロブスカイトについても、需要側と

してしっかりと需要の創出をやっていくべきではないかということも書いております。

25ページの12行目から15行目ですけれども、先ほどのDR対応についてですが、現行のエネ基の中で、DR ready機能を具備した製品の導入を求める仕組みの導入ということも位置づけられていますので、建築物においては、省エネ、再エネに加えてDRの普及などの施策について関係省庁連携してしっかりと進めていきたいというふうに思ってございます。

26ページ、IVの「引き続き検討すべき課題」というところでございまして、このIVの①と②についてはライフサイクルカーボンの関係でございまして、③と④については省エネ・再エネの関係という形になってございます。

26ページの5行目の①、それから27行目の②については、基本的には中間とりまとめ案の文章を改めて引き続き検討すべき課題という観点でまとめ直したものでございまして、第1ステップの開始後3年以内を目途に再検討するといったことですか、届出措置について、制度開始からおおむね5年以内に拡大について検討するということを書いているところでございます。

それから、削減のための措置については、今回、評価の促進ということで行いますので、実際の事例などの積み上げを踏まえて、検討していきたいということを書いております。

②パートについては、現行、Scope 3開示の検討ですか、あるいはGX価値についても議論がなされている状況でありますので、そういったことを注視していくといったことを書いております。

27ページの③、12行目のところですけれども、ZEB水準・ZEH水準を超える省エネ性能の目標設定のあり方の検討というところでございまして、今回のこの部会の議論の中でも、どんどん省エネ性能が高まっていくと、他の性能とのトレードオフですか別の観点も重要になってくるといった御指摘が議論の中であったかと思いますので、そういったバランスの取り方ですか、あるいは、住宅についてはアフォーダビリティーも重要になってきていますので、そういったものも考慮しながら省エネ制度については考えていくべきではないかということを書いております。

それから、27ページの21行目以降、既存ストックの関係でございまして、今回、既存ストックについては新しい制度的な対応というのを提言できていない状況になっていますが、引き続き、誘導策についてしっかりと進めていくべきということを書いているところでございます。

あとは、今、この同じ建築分科会の建築基準制度部会のほうで中長期的なビジョンというのを検討していますので、そこで既存ストックというのは1つの大きな論点になっていまして、そことの議論との接続ということも検討していきたいと思っております。

29ページのVが「おわりに」ということで、最後、まとめの文章を書いているところでございます。

資料2-2は、今御説明申し上げた資料2の……。すみません、資料2-2に行く前に、資料2-1には別添1と2と3というのが3種類ついてございます。

資料2-1の別添1が、ライフサイクルカーボン評価の促進に係る制度導入の考え方ということで、これも10月上旬の中間とりまとめ案の公表から変えた部分というのを黄色で塗っているところでございまして、御説明は割愛しますが、載せているところでございます。

それから、資料2-1の別添2がロードマップ案ということで、こちらも、もともと10月上旬に出ていたロードマップ案から今回のこの議論を踏まえた修正というのを反映したバージョンにしております。

資料2-1の別添3も、直したところを黄色で塗っているというところでございます。

それから、資料2-2が、先ほどの資料2-1の本体資料を概要で1枚にまとめたところでございます。こちらも説明は割愛したいというふうに思います。

一旦、資料1と資料2のシリーズについては以上でございます。

【部会長】 たくさんの御説明でしたけれども、大変ありがとうございました。

それでは、本日、○○臨時委員から資料3のとおり意見書を頂いておりますということでございますので、これも事務局のほうから御発言をお願いできますでしょうか。

【事務局】 続きまして、住宅局の○○でございますが、資料3をお配りしています。本日欠席の○○委員から、主に（1）から（3）まで3点、事前に提出ということでペーパーをいただいております。

（1）の前段の部分、改修について、しっかりとデータを分析した上で検討を進めていくべきといったことで、こちら先ほどの資料2-1の報告書案の17ページから18ページで黄色に塗っている部分、私のほうから御説明をいたしましたが、そこでまさにこの指摘を反映しているという状況でございます。

それから、（1）の後半の部分です。建物の使用者目線でのデータの整備あるいはその分析をしっかりと進めていくべきといった趣旨の御指摘がございます。スマートウェルネス調

査ということで、J S B C さんというところで行っていたいしている取組に国交省としても補助をしてきておりますし、この部会の委員でもございます○○先生にも協力いただきてやっきてているところでございますが、その中で改修のデータの蓄積ということもやつていますので、そういった取組をしっかりと今後進めていきたいと思ってございます。

(2) のところです。人材育成と体制整備といったところについては、これも資料2-1の報告書案の18ページのところで、産学官連携といったところで環境を整備することが必要ということを書いていますので、その中でしっかりと取り組んでいきたいと思ってございます。

(3) のところですが、エネルギー・マネジメントの話ですとかV2H、災害対応、レジリエンスといった文脈も重要ではないかといった御指摘でございます。私どもの補助制度の中でサステナブル建築物等先導事業というのがございますけれども、この中で、まさにこういったエネルギー・マネジメントですとかレジリエンスに注目をして再エネを活用するとかそういう取組の事例がありまして、それを採択してパイロットプロジェクトということで支援を行ってきている状況でございます。

資料3については、以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ここからは議論に入っていきたいと思います。時間は11時55分頃まで、1時間と少し時間が取ってございます。御発言を御希望になる方は、これも毎度のことで大変恐縮なんですけれども、大体2分ぐらい以内でまとめていただいて御発言をいただければ大変幸いでございます。

御発言に当たりましては、各委員お名前をおっしゃっていただいた上で、該当する資料やページ番号等をお示しいただければというふうに思ってございます。質問等につきましては、事務局から後ほどまとめて回答をお願いするということを考えておりますけれども、3つ、4つぐらいいって、大体記憶に残っているところ辺りで3つ、4つぐらいでまとめて回答をお願いするというようなことをしたいと思います。というようなことで進めたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、御質問、御意見等、御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。じゃあ、早速、○○先生。

【○○臨時委員】 ○○です。資料2-1についてコメントをしたいと思います。

取りまとめ全体、御苦労さまでした。大分よくなつたとは思うんですが、LCAの制度検

討会に関わっている身としては、この部分の内容が難しいなと感じます。内容が。これ何人が理解できるんだろう、誰向けに書いているんだろうというところが、心配になっております。注がいっぱいあって、つらいなというところもあります。

あらためて本文だけ読んでみると、指摘なんですが、この手の文章でオペレーションナルカーボン、エンボディドカーボン、アップフロントカーボンというのが出るものとしては初出になると思うので、3つとも解説が要ると思うんですけれども、オペレーションナルカーボンだけ文中の説明がない。3ページの1行目です。それ以外の2つはちゃんと日本語で説明しているので、そろえていただければと思います。

細かいことですけれども、それを説明する図1の中のアスタリスクは要らないんじゃないかなと思います。使用段階のところに冷媒からのフロン漏えいを指すとありますが、ここでは関係ない情報かと思います。用語の説明で止めておいたほうがいいと思うので、このアスタリスクは要らないなと思いました。

それから、5ページのところで17行目に既存の扱いを入れていただいたのは大変ありがたいと思っています。LCAもそういうことに貢献するんだというふうに思っておりままでの、そこは大事だと思っております。

全体をみると、前半と後半の分かりやすさが違い過ぎるので、前半に関わっている私としては気になるところです。

1点だけ。25ページのところでペロブスカイト太陽電池の話が6行目ぐらいから出ていて、8行目に、従来型の太陽光発電の設置が困難な耐荷重の低い建物の屋根や壁面等に設置するというコメントがありますが、これは何らかの技術開発が加わらないと今のところ現実的ではないという認識です。国としてはこれを声高々に言っているんですけども、建築の立場で言うと、現状は結局ガラスに挟まないと屋根・壁につけられないという状態です。つまり、耐火の関係とかですね。今のところ、それをブレークスルーするための技術ができていないというところなので、これを国交省として書くんだったら、その技術開発を一緒にやりましょうよというのを何かつけないと駄目かなと思います。

そうでないんだったら、ちょっとトーンを弱めていただいたほうが、この分野に関わる者としては安心かなと。つまり、これ国交省がやるって言っているじゃないかと言って、技術がまだできていないのに国交省がおしているように見えるのが、ちょっと気になったというところです。

私からは以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、〇〇先生、お願ひします。

【部会長代理】 〇〇です。全体的によくまとまっていると思うんですけども、2-1について御意見をさせていただきたいと思います。

まず、全体なんですが、CO₂の表記が化学式になっていなくて、多分これから変わると思うんですけども、閣議決定している地球温暖化対策計画とGX2040年ビジョン、全部「CO₂」の「2」には下つきになっていますので合わせられておいたほうが、若者団体に指摘もされたことがあって、変えられたほうがいいかなと思います。

それから、2ページの17から14に省エネについての記述を入れていただいた。また、3ページの注7に省エネファーストの重要性を入れていただいたということで評価しております。

5ページの11にライフサイクルでの取組がエネルギー安全保障に貢献すると書かれたことで、今回のCO₂の削減が全て包含されるような文章が書かれているので、これは非常にいいというふうに思っております。

次に、15ページ、17ページに「GX製品」「GX価値」という言葉が結構出てくるんですけども、「GX製品」は経産省で定義はされていると思うんですけど、ちょっと注がないと危ないかなと。さらに、マスバランスの建材がいいのか、建築として木を使うようなのがいいのかとか、建築としてのGX価値みたいなのがあるような気もします。この辺りの書きぶりを少し気をつけておかれるといいかなと思いました。

24と25ページにDRとDR readyの話をエネルギー基本計画から引用していくだけで、この部分の負荷の需要の最適化というイメージが出てきているので、非常にいいと思います。

それから、これは希望ですけれども、21ページに「GX指向型住宅」が出てくるんですけども、「GX ZEH」とか「GX ZEH-M」とかいう言葉を注でもいいので入れていただけると、「など」で今終わっているので、ぜひお願ひできれば。

それから、9ページのところに、ライフサイクルのところに書かれているんですけども、デジタル化でBIMを使うと1か所しか書いていなくて、今後の政府の戦略17分野とかを考えると、人手不足になって、「AI・デジタル活用」みたいな言葉をちょっと入れられておくと良い。人手不足にはデジタルで行くんだと、あるいは、省エネのほうも、そういう人材不足の対応について記載されるといいかなと思います。

また読み込んで、また細かい意見はしたいと思います。ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ウェブで御参加の〇〇委員、手が挙がっていますので、御発言をお願いします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。

資料2-1について発言したいと思います。これまでの議論を反映していただいて、しっかり取りまとめ正在していることに感謝申し上げます。それで、報告書の内容について幾つかコメントしたいと思います。

〇〇委員から「GX ZEH」「GX ZEH-M」を入れてほしいというような発言がありましたので、それは私からもお願いしたいと思います。

それと、2-1の報告書案の中で、ライフサイクルカーボン評価の促進に関する箇所についてです。アップフロントカーボンに関わる取組に力点を置かれているように感じました。もちろんすけれども、リユースとかリサイクル材の使用による低炭素製品の活用を促すという記載がございますが、廃棄段階のまたは廃棄を見据えた排出削減に係る努力を促すようなことをもう少し強調してもよいのかなというふうに感じております。

また、建築物の使用時のフロン漏えいについても、取組にScope 2を入れてくださつておりますて大変ありがたいのですが、具体的な記載が書けずにいるように思いました。もしかしたら書いてあるのかもしれません、見落としているかもしれません、そのように思いました。

建築物の使用時・廃棄時の具体的な取組とその効果が明らかでないということであつたり、特に廃棄時に関しては60年、100年後というような遠い将来のことを予見できないということが原因かもしれません、ぜひ、今後関係省庁が連携をして使用時以降の排出GHGを削減する取組について検証していただきまして、それが可能となったタイミングで、J-CATであるとかそのほかの算定ツールに反映する、また、関連する告示等にこれを反映していただきたいというふうに思います。

改めて、今後の取組として、建設時以外のGHG削減の取組が大変重要と考えているということを申し添えたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、ウェブで御参加の〇〇臨時委員が手が挙がっていますので、お願いできますでしょうか。

【○○臨時委員】 住環境計画研究所の○○です。御説明ありがとうございました。検討会から本会まで、議論をとても丁寧におまとめいただいたと思います。ありがとうございます。

私も資料2-1について、まず、前者のLCCO₂の制度に関しては、これから短期間で制度の内容を具体化して進めていただくことになると思いますけれども、関係省庁ですとか多くのステークホルダーの方が関わることでもありますので、引き続き連携して進めていただくことはもちろんですが、特に市場においては、省エネ基準の義務化に加えて、さらにCO₂という軸が指標として加わることになりますので、建築主ですとかユーザーの方に分かりやすく、その意義などについて引き続き周知をお願いしたいと思います。

その点で、資料2-1の11ページの(2)のほうに、2,000平米以上の建物に対して建築士が建築主に説明することを義務づけているということを今回書かれておりますが、こちらについては、以前にも発言しましたけれども、この点は、届出の義務の対象外の建物に対して早期に取組ですか制度を周知していく上でも賛成するところであります。

専門的な知識を持った建築士の皆さんに、LCCO₂とは何か、その意義とはといったことで、まず、こういったところから説明していくことが重要だと思いますので、この文章の中で「建築主が不要と判断した場合を除き」というこの表現が、意義などの説明自体のことであれば若干、やや消極的だなとも思いまして、何に係っているのかが分かりにくい表現になっているのかなと思います。

ここでは、その意義などを説明すること自体を義務づけるといった形で、何を説明するのかをはっきりさせたほうがよいかなと思いました。その説明を受けて評価をするのかしないのか、そこを建築主に促すと、こういった流れになるのではないかと思いますので、意義や必要性についての説明を義務づけるといった形にしてはどうかということで、改めて御検討いただければと思います。

前者について、もう一点コメントですけれども、住宅・建築物はあらゆる経済活動が行われる場として、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、今後も他分野でも様々な、DRもそうですが、様々な取組ですか技術の進展、あと環境整備などが行われていくと思いますので、この点は記載もいただいているけれども、そういった周辺環境とのバランスを取りながら慎重に、一方で、他分野での取組を受けた対応による更新なども見据えて進めなければと思います。

後者のほう、建築物の省エネ性能の一層の向上に関する内容に関しては、こちらはコメン

トになりますけれども、総じて、良質なストックを増やすということで、今後の目指す方向性に合致するものだと思いますので、内容については異論はありません。

ただ、前回、委員会からも御意見もありましたが、可能な限り遮熱ですとか蓄熱などのパッシブ的な要素を取り入れつつ、断熱性を高める、太陽熱でお湯を作る、節湯水栓などを活用する、こういった需要側の負荷を減らすことをまずはベースに考えて、それでも処理できない部分をエネルギーで処理するといった、こういう大前提のような考え方を改めてきちんと打ち出していただくことも重要じゃないかと思います。

今、どうしても数字的な指標での議論が多い中で、先進国の中でもそういった考え方を念頭に基準や指標を整理されている国もあるようですが、未評価技術の評価はもちろんなんですが、評価可能であってもなかなか計算において使われていない技術ですとか手法なんかを、市場においてなぜそれが評価として活用されていないのかなどの理由も明らかにしていただいて、一層の向上に向けた取組として、今後、思い切って見直すとか改善することも含めて柔軟に御検討いただければと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、この辺りで一旦切りましょうか。4名から御意見をいただきましたので。事務局のほうから、回答できるところは回答いただけますでしょうか。

【事務局】 ○○でございます。

まず、○○委員からの御指摘で、用語のところですね。図1のところ、御指摘ありがとうございます。ちょっと配慮が足りなくて申し訳ないです。承知しましたので、対応していくたいと思っています。

それから、ペロブスカイトのところ、確かに施工側・設置側の様々な技術の問題というのもおっしゃるようにあります。今、そこは並行して検討が進められている状況ですので、少し御指摘の趣旨が反映されるような形で記載ぶりは考えたいというふうに思います。

それから、○○委員から御指摘いただきました「CO₂」の表記の仕方については、おっしゃるように、ほかの政府文書もしっかりと確認をして考えたいと思ってございます。

それから、GX価値ですかGXの関係、こちら修正についてはどういう形があり得るかということも含めて、少し検討はしたいと思っています。

G X Z E Hの話は、○○委員からも○○委員からもございました。この文脈では厳しいかなというふうに思っていますのと、あと、具体的に今、コンセプトとしては出ていますが、

実際の支援策とか措置については「G X志向型住宅」ということで名前をつけてやっているという状況でございますので、ちょっと検討はしたいと思いますが、一義的には少し難しい面があるかなというふうに思っています。

他方、A Iとかデジタル技術については、資料1のところではそういう記載がありましたが、資料2-1の中では書けていなかったので、少し補足できないか修正を検討したいと思っています。

それから、○○委員からありましたように、モジュールCのところ、廃棄・解体の工夫については、なかなか今、算定の事例なども集まっていない中で、具体的な記載ができていないところは大変申し訳なく思っていますので、しっかり関係省庁連携してこの評価の促進という制度を行っていく中で取組を具体化していくと。削減策の1つには入っていると思っていますので、具体的には事例を通じてしっかりと明らかにしていきたいというふうに思っています。

○○委員からいただきました11ページの説明制度のところについては、御指摘の趣旨は承知しましたので、修正について考えたいと思ってございます。それから、省エネの関係については、○○委員おっしゃるとおりかなというふうに思ってございます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き、ウェブで御参加の○○委員、手を挙げておられますので、御発言お願いできますでしょうか。

【○○委員】 ○○先生、どうもありがとうございます。これまで様々な意見がある中で、取りまとめを今回していただいて、事務局に感謝したいと思います。

基本的に、第四次報告案の基本的な内容については異存がございません。この方向性、スケジュール感で着実に制度化に向けた検討作業が進むことを期待しております。その上で、第四次報告案の文言ベースで幾つか細かな点を発言させていただこうと思います。

1つは、資料の2-1の5ページ目のところに、新たに日本のエネルギー安全保障にも資するという観点を入れていただいたのは非常に重要だというふうに思っております。

他方で、資料の2-1の別添1の2ページ目のところは、エネルギー安全保障とともに資源の安全保障についても記載をしていただいている、恐らく単純な記載の整合性のぶれではないかと思うんですけれども、資料2-1の別添1にあるように、資源の安全保障の観点というのも非常に重要だというふうに思いますので、第四次報告書案のほうにも、そちらに

整合性を合わせる形で修正をいただけないかというのが1点目です。

2点目が、これは先ほど○○先生が御発言された点は実は私もちょっと感じていたところです。ライフサイクルカーボンの中に明らかに解体・廃棄を含んでいらっしゃるというのは明確に理解をしているんですけども、先ほどお答えが事務局からもありましたように、少し全体の記載ぶりの中で検討事項も含めて補強していただくのがいいんじゃないかなというふうに思っておりました。

先般、温室効果係数の小さい冷媒の点、発言させていただきましたけれども、オペレーションのときもそうですが、同時に廃棄の段階での放出が大きいということを考えますと、この廃棄段階での排出可能性まで含めてしっかり評価されることが適切な設備機器の選択にもつながっていくというふうにも思います。

さらに言えば、既存の躯体や構造を活用する工法にチャレンジされている建築事業者さんもいらっしゃると思っていまして、これは当然、新規の資源等に減らす、カーボンを減らすということにもなりますが、同時に既存の廃棄物の発生を低減するという効果もあるというふうに思っていまして、こういう新たな工法等を開発していくインセンティブをつけるという意味でも重要ではないかと思います。

具体的な記載ぶりのところは御検討いただければと思いますけれども、1つ、7ページ目のところの設計段階の設計者のところに、もちろんライフサイクルカーボンもなんですが、解体・廃棄段階も入れていただきたいのではないかと思いまして。今の段階では多分、施工、調達、使用段階が頭出しされている形かと思います。

もう一つ、8ページ目以下ないしは10ページ辺りかもしれませんけれども、平山さんからの御回答にありましたように、算定方法の検討課題もやはりあるというふうに思っていまして。10ページ目と言いましたのは、長寿命化の取組に関する評価の課題などとも親和性があるというふうに思うものですから、こうした特に解体・廃棄段階の算定評価の課題を検討事項として盛り込んでいただくというのも1つのではないかと思います。

細かな点で、14ページ目の注の25にSBTの説明があります。こちらは非常に重要なというふうに思っていまして、大手の建築事業者さんも、それからそのサプライチェーンを担っていらっしゃる中小の事業者さんもかなり多くコミットされていて、その意味で、サステナビリティ情報開示やほかの国際的イニシアチブとの整合性の中で重要な点だと思うんですけども、御説明が若干適切ではないように思っていまして。SBTの説明がですね。注の25ですが。ここは一度確認をいただけるといいと思います。

長期の1.5度目標等との整合性を持った目標設定を促して、第三者の確認を経た目標設定を認定してあげるという制度だと思いますので、書きぶり、説明のところを御検討いただければと思います。

最後ですが、さっき○○先生からペロブスカイトの話がありまして、事務局からも御回答がありました。○○先生と御一緒していまして、いつも御指摘をいただいて身にしみているんですけども。国交省さんのところでも検討について関わっていらして、特に、○○先生がおっしゃったように、建材・工法などと一体に普及をしていかないと普及していかないという認識であります。

これは国交省さんところで、例えば、営繕さんが公共建築物への展開を通じた取組も検討されているというふうに理解しておりますので、どちらかというと、むしろ積極的にこちらの取り組む方向性を示していただければと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、同じくウェブで御参加の○○委員からお願ひいたします。

【○○委員】 学習院大学の○○でございます。

今回のペーパーを拝見いたしまして、前回からさらに具体化されて分かりやすいものになったというふうに理解しております。特に資料の2-1の2ページのところの中段辺りをはじめとして、今回進めようとしている政策が政府の全体の政策の中でどういう位置づけであるかというようなことが一層明確になってきているので、環境分野以外のところで従事されている方々にも非常にメッセージとしては伝わりやすいのではないかという印象を持ちました。

また、5ページのところの17行目辺りのところで、初期の段階からいろいろ改善を図っていくんだという今回の政策の1つの特色が明確に出されたという点も非常によかったですというふうに思っております。

他方で、22ページなのですが、今回の仕組みの中で、中心的な仕組みの1つとして、例えば大臣認定というようなものがありますが、22ページの5行目のところで「大臣認定の実績がなくて」というような形で書かれていて、「検討が行われている」というふうに結ばれているんですけども、このところの実績がないということをどのように評価されていて、どういう方向で実効性の向上性を図るのかというようなことがもう少し具体的に語られたほうが読み手のほうが理解しやすいのかなという気がいたしました。

それと、22ページのところの28行目のところで、住宅トップランナー制度ですけれども、これは非常に重要な仕組みで、全体の基準の底上げとかを図っていく仕組みなんですが、私も地域との関係はどうなのかなという点は関心を持っていたら、前回ほかの委員の先生がおっしゃってくださったのでよかったですけれども、今回、資料の2-3のほうの92ページで、これは大都市中心で試行を重ねていく仕組みだというようなことが明確化されたように思います。

こういうような地域分布といいますか、地域偏在があるような仕組みであるとすると、ここでの成果が、地域の特性を配慮した上で、大手業者がいない地域にとってどういう政策的な意義を持つのかというところは一層具体的に語られる必要があるのかなというような気がいたしました。今日の御説明では、地方の中小の事業者の技術力向上であるとか全体的なボトムアップにつながるんだというような御説明があったんですけども、そういうところを説明して、この制度の持つそういう多元的な意味というのを少し丁寧に語っていくことが必要になるのかなと思いました。

そういう意味で見ますと、22ページの28行目のところに「地方の中小工務店等に対する周知や技術向上を念頭に置いた環境整備」と、ここは1行で書いてあるんですけども、報告書を読んで今言ったような文脈の中での話なんだということはなかなか理解しにくいのかなと思いましたので、もう少し説明を足していただくことが、これから課題を明確にする上でも有用なのかなというような印象を持ちました。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。どうぞ。○○オブザーバー、お願いします。

【○○オブザーバー】 JIA、○○専門委員の代理でオブザーバーの○○と申します。よろしくお願いします。

これまでの資料に対する御指摘ではないんですが、○○専門委員からLCA制度に関連する今後の実施の中での細部のお願いが3点ございます。

1点目は、説明義務などで建築士の業務量が増え、追加の設計費用がかかるなどを今後建築主に対して周知をお願いしたいということ。

2点目は、設計業務において計画変更が生じる場合が多々あるんですが、避けることの難しい建築計画の変更に対して負担を最小限にできるようなLCA制度となるよう対応していただきたいということ。

3点目は、先導的な取組として注目されるリユースの分野についてですが、これは期待が大きい一方、コストや時間の見積りが難しいため、特にこの部門に対しては柔軟な対応による補助を期待しております。

以上が3点です。

それから、これら3点のお願いのほかに、1点、住宅分野における評価方法の複数化についての検討のお願いがあります。これは4年前、当時、○○専門委員の時代からJIAが新規追加を要望してまいったことなんですけれども、住宅分野における評価方法が、現在は省エネ性能の評価がメインなものになっておりますが、これに対して、LCAによる評価方法の新規追加を希望しております。

「2030年のZEH仕様への一律誘導」を避け、住宅の多様性を損なわない希望のある展開が期待され、種々の地域問題の解決にもつながると考えております。現時点、建築物省エネ法に基づく省エネ推進施策とLCA推進施策は、個々、並行した動きになっていると拝見しております。両者を統合させ、簡便で効率的な評価方法の策定について、特にLCAの追加に関しては期待をしているところです。

JIAは実務団体ですので、策定に関しては、設計者の立場から実例情報の提供などにも努めたいと考えております。そして、できれば2030年にはLCAが新しい評価方法に加わることを期待しております。

最後になりますが、先般、J-CAT戸建試行版が公開されました。住宅分野においては、木の使用がエンボディドカーボンの削減に大きく寄与しています。現在のところ、炭素固定の表示は行うことができるようになっておりますが、エンボディドカーボン削減について、木造の炭素固定によるLCCO₂削減効果が位置づけられるツールにはなっていないようにお見受けしております。建築総量の多い木造住宅分野において、J-CATにおいても木造のLCCO₂削減効果が反映できるように制度設計の見直しを加速していただきたいと思います。

以上になります。ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、○○委員、お願ひいたします。

【○○専門委員】 建築士会連合会の○○です。いろいろまとめをありがとうございます。士会連合会からも何回もお伝えしていたように、既存ストックをどう扱うか、改修か新築かを企画段階で検討できるように、さらにアップフロントカーボンの重要性をお伝えして

きたのですが、その辺りが反映されてきたことをうれしく思っております。

ですが、まだちょっと分かりづらいと思っていることがございます。例えば、資料2-1、11ページに、届出義務の説明で「著しく不十分な場合の国の勧告」というような書き方になっているのですが、この不十分かどうかの評価がどのようにされるのかというのがまだちょっと伝わりにくいのです。

事前レクチャーの際に御説明いただいたのでは、今、データが大分集まっていると。それに対してどうかということで評価するという様に伺ったのですが、それが果たして本当にCO₂の削減になっているのかどうかというのがまだしっかりと結びつかない気がいたします。

例えば、少し乱暴な話をしてしまいますと、削減目標がはっきりあり、その目標に対して向かうときに、建築物の床面積を何年間でどの程度つくるとしたならば、それに対してCO₂はどのくらいになると逆算することも可能なのではないかと思うのです。ですから、データが積み上がってからそれが多い少ないという判断だけでは、今、目標としている2050年カーボンゼロを本当に達成できるかどうかちょっと疑問に感じてしまうというところです。

ですから、ある目標を目指しているということが伝わらないと、設計・建築側も努力のしがいがないという感じがします。その辺りを見直していただきたい、あるいは、これからどう進めようとしているのかということを追加して記載していただきたいと思います。

それから、EPDに関して、先ほどの資料2-1、別添3、9ページで当面は積み上げ法によるというふうな記載があるのですが、これは質問でございます。産業連関分析法は今後あまり期待しないというか、使わずに積み上げ法で行くとお考えなのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

そのEPDデータ、例えば、今、国で標準的な数値を出そうとされていますが、これはぜひ急いでいただきて、設計者が企画・基本設計の段階でどの材料をどのくらい使うとどのくらいになるのか分かるようになると設計もしやすくなってくると思います。

もう一点は、先ほど○○委員もおっしゃっていたような住宅規模の小さなパッシブな技術普及の問題です。これも何度も話題にし文章の中でもこれに取り組んでいきますという記載はございました。具体的に教えていただきたいのですが、資料の中の基礎整備促進E20、未評価技術拡張検討委員会でもそういった検討をされているのでしょうか。

アップフロント、イニシャルとともにCO₂排出削減に非常に寄与するものですので、ぜひ

進めていただきたいと思っております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、4名の方から御質問いただいたので、コメントいただいたので、一旦ここで切って、回答いただけますでしょうか。

【事務局】 様々な御指摘ありがとうございます。

○○委員からいくつかいただきましたが、資源安全保障のところの資料2-1本体と別添1のところの整合性については、おっしるようには整合していないので、整合するように修正したいと思っています。

2点目の御指摘で、解体・廃棄、フロンの廃棄のときという話がありましたので、先ほど○○先生の御指摘と併せて検討はしたいと思っています。

それから、資料2-1の7ページ目の21行目、廃棄も設計のときに考慮すべき対象になるということは御指摘のとおりかと思いますので、追加をしたいと思ってございます。算定ルールの中の検討においてどうするかという書きぶりは少し検討はしたいと思います。

それから、25ページ目のSBTの定義のところは、もう少しほかの文献や資料での書きぶりも見ながら修正を検討したいと思います。

ペロブスカイトについては、先ほど○○先生の御指摘もありましたので、次世代太陽電池戦略の中でもいくつか施工に関する記載がありますので、そういったものも参考に少し考えたいと思います。

それから、○○委員からも御指摘がございました、大臣認定のところは分かりにくくて恐縮ですが、今回、ZEH・ZEB水準に合うような新たな認定というのを考えていくその前段として、現行の認定制度というのは、省エネ基準に適合しているかどうかという、その段階で、BEI=1.0程度において新しい技術とか設備というのを認定するような仕組みで、そのレベルであれば実績がゼロという趣旨での説明でしたので、そういった理解をいただければと思っています。

住宅トップランナー制度のところの書きぶりと地方の中小工務店への波及というところの書きぶりについては、文章のつなぎ方なんかは工夫する必要があるかなと思いますので、そこは表現ぶりは考えたいと思います。

それから、○○委員の代理ということで、○○様から5点ほどあったかと思います。最初の3点については、いずれもおっしゃるとおりかなと思いますので、今後、どちらかという

と制度ができた後、2028年度に向けて、御指摘の点について考慮していきたいというふうに思っています。

それから、4点目のところなんですかけれども、今は、報告書案の3ページ、5ページにも書いていますが、省エネ対策の徹底というのは基本だと思っていますので、省エネの評価について、今、オペレーションナルカーボンの評価で置き換えるとかライフサイクルCO₂の話で置き換えていくというようなことは考えていません。あくまで省エネは省エネで、引き続き、着工規制に紐付いてしっかりと規制的措置を行っていく。一方で、ライフサイクルカーボンについては、まずは、評価を通じて、削減に向けて何ができるかということを考えていいくという、段階も違うという状況がございますので、そこは当面は並走するのではないかなと思っています。

それから、5点目の木材のお話がございましたが、今、報告書案の14ページの10行目のところで、表示のときに定量的評価ということで、省エネ性能、ライフサイクルカーボン、炭素貯蔵量等といった形で記載をしていますので、こういった中でしっかりと分かるようにしていきたいと思っています。

それから、○○委員から3点ほどいただいたいたかと思います。まず、届出義務のところで、11ページ目の記載のところかと思います。省エネについては、先ほど御説明したように、今、着工規制という形になっていますので、明確な定量的な省エネ基準という基準があって、そこを達成できたかできないかという話になっていますが、今回のこのライフサイクルカーボンの届出制度というのは、着工を止めるかとそういうことではなくて、着工前の段階で計算をするということですので。当然、ここで書いてあるような不十分かどうかということも、おっしゃっていたような算定事例やデータを集めて作ったm²あたりなり何らかの単位の定量的な基準で、ぱしっと判断をして、マル・バツでいきなり国がアドバイスを行うかどうかが決まるということではなくて、設計上どういった削減のための工夫をしているかということはもちろん考慮に入れながら判断していくものだと思っています。何か数字があって、そこで二元論でマル・バツ決めるというものではないのかなと思っています。

ですので、その点、11ページの33行目から35行目で、既存の活用とか低炭素製品の活用とか、あくまでそういう設計上の変革を促す観点から、という目的が書いてあります、まさにこの目的を達成するために、この後ろの記載を行うというふうに御理解いただければと思います。

それから、EPDのところについては、御指摘のとおり、積み上げ法のほうに誘導してい

きたいというか、そちらを整備していく、そちらが増えていくような形になっていくと良いのかなと僕らとしても思っているところでございます。

それから、最後のところ、基整促のE20については、おっしゃるように、住宅の未評価技術についても現在対象にしているところですので、御意見のとおり、E20の中で検討してまいりたいことかなと思っています。

【部会長】 よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、続いて、対面ですね、○○委員からお願ひいたします。

【○○専門委員】 お茶の水女子大学の○○でございます。取りまとめ、ありがとうございます。

資料2-1の、ステークホルダーについて書かれているII-2ですが、誰がどうするかまとめられており、役割が分かりました。II-1 制度導入の考え方のところにも、ライフサイクルカーボンの制度によって波及効果として既存活用の推進ということが載っています。そうして見ると、II-2にあまり既存が書かれていないように思いました。

先ほど○○先生からは、II-1に廃棄の部分を入れたらどうかというご指摘がありました。既存建築について加えてはどうかということです。現在、更地にゼロから建てるばかりではなくて、敷地に既存建築があり、人手不足と価格高騰の中で、躯体を継続して使うか新築するか、というところから検討されることが多いかと思います。その際にライフサイクルカーボンの視点から見て、評価する場面で利用が促進されればと思います。

既存利用によって、オペレーションカーボンを減らすことは困難かもしれないが、ライフサイクルカーボンの視点の評価では違った評価となる可能性があると思います。制度の活用の点で重要な評価のポイントだと思います。II-1に沿ってみると、設計段階の部分か、その前かもしれないのでステークホルダーが誰になるのか難しいですが、建築企画段階での判断に使うのかもしれないと思いました。御検討いただければと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、○○委員から、お願いをいたします。

【○○専門委員】 不動産協会の○○でございます。

第四次報告案につきまして、今まで本委員会での当方の発言を適宜反映していただきまして、誠にありがとうございます。その中でも多少追加させていただきたいところを中心に発言させていただきたいと思います。

まず、L C C O₂削減に関してですが、16ページ、CO₂等排出量原単位整備において、優先すべき主要建材等の特定につきましては、第2ステップでの用途の拡充、その用途における優先すべき建材も見据えながら原単位整備を進めていただきたいと考えています。

また、建築主の立場として、L C C O₂削減につなげるためにもメーカーによる製品開発や低炭素建材の普及は必須であり、経産省と連携した取組をお願いしたいと思います。特に、メーカー努力を即時に評価に反映する仕組みについて検討していただきたいと思います。

次に、省エネルギー性能に関してでございますが、先日の令和7年度補正予算の閣議決定とともにリリースされたG X志向型住宅は、規制となる住宅トップランナー制度に対応する支援の1つとして期待しているが、本事業が引き続き経済対策の位置づけであったこと、補助額について戸当たり160万円から110万円に大幅に削減されたことについては、新築分譲マンションでもより高い省エネ性能の実現に向けて検討を始める企業が出てきている最中、非常に残念でございます。支援については、その後押しとなるよう、予見性・継続性があり、申請スケジュール等の入り口で要件に合致しないといったことがないよう、柔軟な制度設計をお願いしたいと思います。

次に、24ページ、再生可能エネルギーの利用促進に関してでございますけれども、建築物における再エネ利用の促進がうたわれる中、オフサイト再エネ手法は、再エネ設置が困難な中高層建築物における有効な手段と考えております。フィジカルコーポレートPPA等、追加性のある再エネ電源について、需要家は10年、20年といった長期契約で簡単に契約解除ができない仕組みで再エネ電気の供給を受けていることが通例であり、契約の仕方によつては、オンサイトと同様に評価することも可能と考えております。省エネ性能の低下の懸念については、一次エネルギーの評価について、省エネのみの場合と再エネを含んだ場合とで分けるといった制度設計についても、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、引き続き検討すべき課題のZEH・ZEB基準の水準を超える省エネ性能の目標設定についてでございますけれども、27ページ、12行目以降の記載に加えて、エンドユーザーの機運醸成がとても大事になるため、その点についても触れていただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、対面で御出席の〇〇専門委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。取りまとめいただきまして、意見も反映いた

だきまして、ありがとうございます。3点申し上げます。

今回、報告案で着工前の届出が明文化され、その趣旨には賛成いたします。一方で、着工前届出に間に合わせることが可能な簡便な算定方法を用意する必要があると思います。9ページ、12ページ辺りのところでございます。算定者を設計者施工者いずれかに限定することがないことを前提に、次のような2つの方法があると思います。

1つ目の方法は、実施設計段階に設計事務所、積算事務所、算定業務者が算定する方法です。建設会社の設計施工の場合も設計部と見積部の連携が必須で、算定にかかる負担の軽減が課題となると思っております。

2つ目の方法は、契約見積書を用いて施工者が算定する方法です。実態は着工直前に契約見積書が作成される場合が多く、着工前の届出には間に合わないことが想定されます。早めに施工者が算定を始めることができるような制度も検討する必要があると思います。

2つ目です。既存ストック対策の件ですけれども、27ページの29行目以降、次のページまでの記載、それから、参考資料で45ページにストック社会への対応、このまとめをしていただきまして、大変ありがとうございます。今後のストックに関する改修等の算定評価も並行して進めていただければと思います。

3点目、省エネ性能の一層の向上についてでございます。16ページの辺りだと思いますけれども、モデル建物法では目標が達成できず、標準入力法で計算することが達成に欠かせなくなると予想しております。現時点までの日建連のオリエンテッド以上のZEB調査では、標準入力法が7割以上を占めています。モデル建物法のBEI_mは設計時基準値の比しか結果表示されないので、モデル建物法を今後どう扱っていくのかの議論をすべきではないかと思います。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、○○専門委員から御発言をお願いいたします。

【○○専門委員】 全建総連の○○です。膨大な作業による取りまとめ、ありがとうございます。

報告案20ページ下段に書かれているとおり、2030年の省エネ基準の引上げに向けて、設計者・施工者の申請側、そして審査側等における体制整備の支援を継続するべきであるという記述や、気候風土適応住宅の基準策定の支援など、私からの発言も反映されておりまして、ありがとうございます。

今、中小工務店の現場レベルでは、この間実施をされてきた断熱施工実技研修会の成果などで、断熱材の正しい施工方法なども定着しつつあると考えております。今後の基準強化、次のステップということになりますけれども、設計・施工、そしてコスト、そうした状況をしっかりと検証して、仕様基準を含む具体的な基準、新基準への移行プロセスを分かりやすく示していくことが大切になってくると考えております。全建総連としましても、今の現場の実態や現場の意見を今後もお伝えしていきたいと考えております。

21ページ、27行目に記述をされているGX志向型住宅の支援につきまして、先ほども発言がありましたが、補正予算案に事業が盛り込まれて、聞くところによりますと、対象戸数を大きく増加させていると聞いております。裾野を広げていく意味で極めて重要な位置づけだと感じているところです。

ぜひ、この事業の実施に当たっては、各地方で頑張っている中小工務店の事業活用を推進していただきたい、省エネ化のボトムアップを各地で図っていただきたいと要望させていただきます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、対面で御参加の〇〇専門委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇専門委員】 住団連の〇〇でございます。資料の取りまとめ、誠にありがとうございます。これまでの議論が的確に整理されており、住団連として内容に関しては異存ございません。

ただ、これから運用面において、いろいろな課題が出てくることが想定されます。まず、性能表示や断熱性能の評価に加え、LCCO₂も評価するということになると、現場の負担が大きくなることが懸念されます。評価方法については、可能な限り簡易化し、負担軽減を図っていただきたいと考えております。

また、住宅を建てるお客様は一般の方々であり、複数の評価結果を提示した際に「どれを優先すればいいのか」という混乱が生じる可能性があります。そのため、各評価の意味合いや関係性等を整理するなどして、明確な指針を提示いただき、啓発・普及活動を進めていく必要があります。これは、我々メーカー側も取り組まなければならない課題であると認識しております。

加えて、トップランナー制度は業界を牽引していくという意味では非常に重要ですが、年度末はいつも各種作業が逼迫する傾向がありますので、取りまとめ等の報告業務の運用簡易

化についてもご検討いただけだとありがとうございます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、5名の方から御発言をいただきましたので、ここで事務局のほうから御発言いただけますでしょうか。

【事務局】 ○○委員から御指摘いただきました廃棄のところについては、先ほどの○○委員、それから○○委員の御指摘への対応と併せて検討したいとに思っています。ありがとうございます。

○○委員から4点あったかと思いまして、まず、報告書案の16ページの記載ぶりですが、これは少し見にくかったかもしれないですけれども、第1ステップから第2ステップで届出対象の用途が確かに変わる可能性、広がる可能性はありますが、16ページの考え方について、特定の用途に限ってということよりは、例えば、第2カテゴリーですと様々な建築物において共通して使用される頻度が高く、と書いていまして、あまり特定の用途というところを意識していなかったので、今後、2028年以降も含めてどう広めて、整備していくか、ということかなと思っています。

それから、建材・設備のCO₂等排出量原単位の関係で、建設するメーカー側の努力の反映といった御指摘がありました。まさにそういったメーカー側の削減努力をしっかりと反映していくためには、原単位の整備というのをなるべく細かい粒度でやっていただくということが重要なのかなというふうに思っていますので、引き続き、原単位整備の促進というのを支援していきたいと思っています。

それから、GX志向型住宅の補助の話があったかと思います。先ほどの○○委員からの御指摘にありましたように、単価は確かに160万円から110万円というふうになっていますが、その分対象にできる戸数というのは増えたということになります。子育てグリーン住宅支援事業におけるGX志向型住宅への補助が早めに売り切れて、分譲マンションなんかでも十分に使えなかったといった御指摘もありましたので、対象戸数を増やすことでもなく多くの方に使っていただけるようにという観点もございますので、幅広く支援できるように、御指摘いただいたようなスケジュールとか要件とかを含めて、しっかりと現実に即したものになるように考えていきたいと思っています。

それから、オフサイトのところについては、何に使っていく数字なのかということが非常に重要なのかなと思っています、もちろんオフサイトを含めた評価とか見せ方が重要な

局面というのはあるとは思います。ただ、建物の消費エネルギー、省エネ性能という観点になりますと、先ほどの議論でもありましたけれども、省エネ対策の徹底というのはエネルギー安全保障の観点からも避けられないと思っていますので、オフサイトで他で再エネがあるので省エネをやらなくていいとか、その省エネの取組が少し遅れてしまうということになってしまったらいけないのかなと思っていますので、建物の省エネ基準ですか省エネ性能の向上という文脈では、なかなか慎重に検討しなきやいけないものではあるのかなというふうに思ってございます。

それから、○○委員から御指摘いただいた点、いずれもおっしゃるとおりかと思いますので、今後、特に運用面で御指摘いただいた点をしっかりと踏まえて、制度の詳細なルールを検討していきたいと思っています。

それから、○○委員からの御指摘、おっしゃるとおりかと思っていますので、地方あるいは中小の工務店の方も含めて、しっかりとボトムアップにつながるような取組になるように、そしてそれを分かりやすくということで気をつけていきたいと思っています。

それから、○○委員から御指摘いただきました。ありがとうございます。ライフサイクルカーボン評価の負担感については、おっしゃるとおりかなと思いました、住宅について数もかなり多いということになりますので、その辺り、算定の負担感というのをしっかりと考えて算定ルールを整備していきたいと思っています。

あわせて、伝え方の話、特に施主とか住民の方に対する伝え方という話がありましたので、今回、住宅も含めて表示制度というのが提案されていますが、その表示の見せ方、例えばラベルであればラベルの作り方を含めて、御指摘いただいた点を考慮して検討していきたいかなと思ってございます。その他トップランナーの運用も含めて、御指摘を踏まえてしっかりやっていきたいと思っています。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

御発言を御希望されていた方は一通り当たったと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、ちょうどいいぐらいの時間になりました、大変御協力いただきましてありがとうございました。本日の議論としては、ここまでとさせていただきたいと思います。たくさんのお意見をいただきまして、ありがとうございます。

今後ですけれども、建築環境部会としての報告を取りまとめる必要がございますので、事

務局より今後のスケジュールについて御説明をお願いできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。

資料4を見ていただければと思いますが、黒字にしている部分が本日以降の動きという形になります。上3つは薄くしていますが、これまで議論した経過ということになってございます。

本日の議論を踏まえまして、事務局としては、今月15日から1月5日まで、この報告書案についてのパブリックコメントを行いたいと思ってございます。その上で、来月1月20日に建築環境部会を再び開催させていただいた上で、その後、直後に建築分科会にその報告について議論いただくといったことを考えてございます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

今御説明がございましたように、今日の御意見を踏まえまして修正を行った報告案を今後パブコメのほうにかけてまいりたいというふうに考えてございます。パブコメにかけます報告案につきましては、部会長に御一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 異議なしということでございますので、そのようにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事としては、以上でございます。進行を事務局のほうにお戻ししたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 部会長、ありがとうございます。御出席の委員の皆様方におかれましても、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、追って委員の皆様に御確認いただくために御連絡をさせていただきます。

次回は、先ほどの御説明のとおり、1月20日の開催を予定してございます。パブコメの内容を反映した内容について御審議をいただく予定でございます。

以上をもちまして、第29回建築環境部会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —